

兵庫県警察における外部通報の処理要領の継続運用について（一般甲）（要徹底）

〔令和元年10月24日
兵警広一般甲第54号〕

対号 兵庫県警察における外部通報の処理要領の継続運用について（平成29年10月23日兵警広一般甲第102号）

兵庫県警察（以下「警察」という。）における外部通報の処理要領については、対号により運用しているところであるが、引き続き、下記のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、外部通報の適切な処理に努められたい。

記

1 趣旨

この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）（平成29年7月31日消費者庁）に基づく外部通報の適切な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 通報対象事実等 通報対象事実その他の法令違反の事実をいう。
- (2) 処分対象事実 通報対象事実等であって、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察が処分又は勧告等をする権限（以下「処分権限」という。）を有するものをいう。
- (3) 外部通報 処分対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者（警察を労務提供先とする労働者を除く。以下同じ。）、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、当該事業者の取引先の労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が、当該処分対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を公安委員会又は警察に通報することをいう。
- (4) 外部通報等 外部通報又は外部通報に関連する相談をいう。
- (5) 主管課 処分対象事実に係る事務を所掌する警察本部の所属をいう。

3 外部通報等の取扱いの基本

外部通報等の取扱いに当たっては、関係部門の連携及び協力の下、迅速かつ適切に対応するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部通報等に関する秘密を漏らさないこと。
- (2) 知り得た個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。
- (3) 自らが関係する外部通報等の処理に関与しないこと。
- (4) 原則として、外部通報を行った者（以下「通報者」という。）の特定につながり得る情報を調査の対象となる事業者及びその関係者に開示しないこと。
- (5) 通報者に対し、外部通報等に関する情報が流出することのないよう情報管理の重要性について、十分に説明を行うこと。

4 外部通報の受理及び措置

- (1) 所属長は、外部通報と認められる通報を受けた場合において、総務部県民広報課長（以下「県民広報課長」という。）及び当該通報に係る主管課の長（以下「主管課長」という。）と協議の上、当該通報が外部通報に該当すると認めたときは、これを受理すること。この場合において、所属長は、通報者に対して、外部通報として受理した旨並びに通報者の秘密及び個人情報保護される旨を遅滞なく通知しなければならない。
- (2) 所属長は、外部通報を受理したときは、速やかに外部通報等処理票（様式第1号）を作成し、本部長に報告（主管課経由）をするとともに、当該外部通報の処理を主管課長に引き継ぐものとする。この場合において、所属長は、県民広報課長に当該外部通報を受理した旨を通報するものとする。
- (3) 県民広報課長は、前記(2)による通報を受けたときは、外部通報等受理簿（様式第2号）により当該外部通報の受理状況を明らかにしておくものとする。

5 外部通報の調査等

- (1) 主管課長は、4の(2)により外部通報の引継ぎを受けたときは、速やかに調査を開始するものとする。この場合において、主管課長は、当該外部通報の処理に要すると見込まれる期間を通報者に通知しなければならない。
- (2) 主管課長は、前記(1)の調査に当たっては、通報者が特定されないことがないように通報者の秘密及び個人情報の保護に十分に留意し、必要かつ相当と認められる方法により行わなければならない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、主管課長は、当該外部通報に係る通報対象事実等（以下「通報事実」という。）について、既に調査済みである等調査を行う必要がないと認めるときは、調査を行わないことができる。この場合において、主管課長は、その旨を通報者に通知しなければならない。
- (4) 主管課長は、調査の進捗状況について、適切な法執行及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意して、適宜通報者に通知するよう努めるものとする。

6 通報事実の捜査

- (1) 5の(1)にかかわらず、主管課長は、通報事実が犯罪行為であると認めたときは、速やかに事件化に向けた捜査を行うものとする。
- (2) 5の(2)から(4)までの規定は、前記(1)により捜査を行う場合について準用する。

7 外部通報の調査結果に基づく措置

- (1) 主管課長は、5の(1)により外部通報の調査を行ったときは、次に掲げる調査結果の区分に応じて、速やかにそれぞれに定める措置をとるものとする。
 - ア 通報事実があると認めた場合 各種法令に基づき、処分権限その他の権限を適切に行使する。
 - イ 通報事実について、公安委員会又は警察が処分権限を有しないことが明らかになった場合 通報者に対して、当該事実について処分権限を有する行政機関を教示するとともに、調査において作成した資料（法執行上支障がないものに限る。）を当該行政機関に提供する。
- (2) 主管課長は、5の(1)又は6により外部通報の調査又は捜査を行った場合において、通報事実が存在しないこと又は当該事案が外部通報の要件に該当しないことが明らかになったときは、その旨を通報者に通知すること。

8 措置結果の通知

主管課長は、7の(1)に定める措置をとったときは、その結果について、適切な法執行及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意して、遅滞なく通報者に通知するよう努めるものとする。

9 協力依頼

主管課長は、5から8までに定める調査（捜査を含む。以下同じ。）、措置、通知その他の外部通報の処理に係る事務を行う場合において、必要があると認めるときは、他の所属長に協力を求めることができる。

10 警察本部長への報告

主管課長は、外部通報の調査の進捗状況及び結果並びに措置の内容及び結果について、外部通報等処理票により警察本部長に報告するとともに、県民広報課長に通報するものとする。この場合において、県民広報課長は、外部通報等受理簿により当該外部通報の処理状況等を明らかにしておくものとする。

11 公安委員会への報告

警察本部長は、4の(2)又は10により外部通報の受理状況、調査の結果並びに措置の内容及び結果の報告を受けたときは、その内容を公安委員会に報告するものとする。

12 留意事項

外部通報等の処理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 外部通報等の処理に関する文書については、通報者の秘密の保持及び個人情報の保護に留意して、適正に管理すること。
- (2) 受理した外部通報に関して、他に処分権限を有する行政機関があるときは、当該行政機関と連携して調査するなど、緊密な連絡及び協力を図ること。